

資料編

資料編

用語解説

【ア行】

◆AED(自動体外式除細動器)

機器が自動的に心臓の解析を行い、必要に応じて電気的なショックを与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器

【カ行】

◆介護支援専門員

利用者の生活や介護に関する相談や利用者の心身状況等に応じ適切なサービスを利用できるように市町村、事業所、施設等と連絡調整等を行う者(通称ケアマネジャー)

◆河川の水質BOD値

水中の微生物が、汚れである有機物質を分解する際に必要な酸素量を示した数値(一般的に、BODの数値が大きい場合、水中のよごれが多い状態)

◆かまがや83⁺運動

登下校時間の午前8時と午後3時に、子どもの存在に意識を向けて地域全体で見守ってほしいという83運動に、見守り活動をしてくれる方々への「感謝」、元気に学校へ通う子どもたちを「応援」する気持ち、いつでも子どもたちを見守る意識を持って欲しいという「願い」をプラスした運動

◆GIGAスクール構想

子供たち一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するための構想

◆基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援・地域の相談体制の強化の取組及び権利擁護・虐待防止等を行う施設

◆危険物施設

ガソリンや灯油などの危険物を貯蔵し、又は取り扱う消防法に定める施設

◆旧耐震基準の木造住宅

昭和56年5月31日以前に建築した主要構造部が木造の住宅

◆協働

複数の主体が、何らかの公益的な目的を共有し、その目的を達成するために、共に力を合わせて行う活動

◆協働アドバイザー

協働や市民公益活動等に関する知識が豊富であり、行政、市民公益活動団体、事業者等にアドバイスができる人材として市が雇用する専門家

◆経常収支比率

毎年度経常的に収入される一般財源に対する毎年度経常的に支出される経費に充てられた一般財源の割合

◆刑法犯認知件数

警察において被害の届け出や告訴などにより刑法犯(凶悪犯・粗暴犯・窃盗犯・知能犯・風俗犯・その他の6分類)の発生を確認した事件の数

◆下水道事業経営戦略

将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画

◆健康寿命(平均自立期間)

健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間。平均自立期間はその指標の一つで「要介護2以上」を「不健康」と定義し、算出される期間

◆権利擁護

認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分であったり、意思や権利を主張することが難しい場合、個人の生活・権利をその人に代わって代弁し、主張すること。あるいは、本人が自分の意思を主張し、権利行使ができるように支援すること

◆公営企業会計

地方公営企業法に基づき国や地方公共団体が営む公営企業が行う会計。現金の収入と支出のみを経理する官公庁会計(単式簿記)と異なり、民間企業と同じくすべての取引が発生した時点で計上し、収益・費用、資産・負債・資本といった仕訳による複式簿記の経理を行うもの

◆後期高齢者健康診査

生活習慣病の早期発見や健康の保持増進を図る観点から、特定健康診査に準じて行う健康検査

◆公共施設マネジメント

地方公共団体が所管する公共施設を自治体経営の視点から、総合的・統括的に管理・運営・活用する仕組み

◆合計特殊出生率

一人の女性が15歳から49歳までに出産する子どもの数の平均

◆洪水ハザードマップ

水害の危険性の正しい認識や水害時の人的被害の防止のため、浸水情報や避難場所等を記載した地図

◆国土強靱化

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策をまちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するもの

◆子育てサポーター

乳幼児とその保護者が集う児童センターや子育てサロンなどにおいて、子育ての相談などを行う子育て支援ボランティア

◆子育て支援員

国で定めた研修を修了し、子育て支援の分野で働く上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者

◆子育て支援コーディネーター

子育てに関するいろいろな悩みごとや困りごとについて、適切なサービスなどや専門的な窓口を案内する者

【サ行】**◆最終処分量**

搬入されたごみの総量から最終的に埋立て等により処分されたごみの量

◆再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマスによるエネルギー

◆**財政健全化判断比率**

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための4つの財政指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)

◆**COD**

水中の汚れ(有機物)を薬品(過マンガン酸カリウム)で化学反応させるときに消費される酸素の量。一般に、この数値が大きいほど、水中に有機物等が多く、汚濁の度合いが大きくなる

◆**資源化率**

搬入されたごみの総量に対するリサイクル(再資源化)されたごみの量の割合

◆**指定管理者制度**

市が行う公の施設の管理について、市の指定を受けた法人その他の団体を指定管理者として指定し、指定管理者が施設の管理運営を行う制度

◆**自主防災組織**

災害対策基本法に規定された主に自治会、町内会を単位とした地域住民が自主的な防災活動を行う組織

◆**実質公債費比率**

収入に対する債務返済額の比率を示す財政指標

◆**市民公益活動**

市民が営利を目的とせず、地域のために自ら行う活動(自治会活動、ボランティア活動、NPO活動等を含む)

◆**住宅確保要配慮者**

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など賃貸人に入居を拒まれる等の理由から、民間の賃貸住宅市場において自力で適正な住宅を確保することが難しいため、住宅の確保に特に配慮を要する者

◆**出火率**

人口1万人当たりの出火件数

◆**障がい者地域自立支援協議会**

障がい者の生活を支えるため、相談支援事業を始めとするシステム作りに関し中核的な役割を果たし、障がい福祉サービス事業者、関係機関及び関係団体とネットワークの構築等に向けた協議を行う機関

◆**将来負担比率**

将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

◆**浸水面積**

大雨により河川や水路等から水が溢れ氾濫を起こした時、及び低地などに雨水が溜まった時の浸水範囲

◆**浸透枳**

雨水を地面に浸透させるため、本体に穴や通水するための機能を持たせた枳

◆**スケアード・ストレイト自転車交通安全教室**

スタントマンを使って実際の事故を再現するなど、参加者に事故の危険性を視覚的に体験させ、恐怖を実感させることで、それにつながる危険運転を未然に防止し、交通ルールの大切さを学ばせる交通安全教室

◆**下水道事業ストックマネジメント計画**

下水道施設を計画的かつ効率的に管理するため、施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、維持管理・改築に係る方針を策定した計画

◆**生活困窮者自立支援事業**

生活困窮者に対して、専門の支援員が他機関と連携し、住宅の確保や自立支援相談などの自立に向けた支援を行う事業

◆生活習慣病

食事や運動・休養・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称

◆生活排水処理率

下水道や合併処理浄化槽など生活排水処理施設による生活排水処理人口の総人口に占める割合

◆生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者を含め生活困窮者を広く対象として、ハローワークと市の協定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援、対象者の就労による自立を促進する事業

◆生産緑地

市街化区域内農地などのうち、公害や災害防止など良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園や緑地など公共施設などの敷地の用に供する土地として適しているものを生産緑地法に基づき都市計画として指定した地区

◆成年後見制度

認知症、その他の精神上的の障がいにより判断能力が不十分な人のために家庭裁判所によって選ばれた後見人等が、本人の財産の管理や身上保護などを行うことで、その保護を図り権利を擁護する制度

◆セーフティネット

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み

◆早期健全化基準

実質公債費比率や将来負担比率などの4つの財政指標で、財政の早期健全化を図るべき基準として国が定める数値

【夕行】**◆第1種兼業農家**

兼業農家のうち、農業から主な所得を得ている農家

◆第三者行為求償

交通事故等、第三者の不法行為によって生じた医療給付等について、第三者である加害者に対して、保険者が負担した医療給付額を限度に損害賠償請求をすることができる権利

◆地域づくりコーディネーター

市民公益活動の支援及び行政や市民公益活動団体、事業者などの多様な主体間による協働の推進をする市民のうち、市が認定した者

◆地域包括支援センター

介護保険法に基づく高齢者の総合相談窓口。保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャーの3職種が配置され、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、地域ケア会議関係業務、介護予防ケアマネジメント業務等の業務を実施するもの

◆地区計画

道路や公園などの地区施設の位置や規模、建物の建て方、塀の高さ・構造などをまちのルールとして都市計画に定め居住環境の向上を図る制度

◆自治会

地域に根差した課題の解決や安心・安全な環境づくりのため、行政と連携して住みよいまちづくりを進めている任意団体（「町会」の名称を使用する自治会も含む）

◆中間支援組織

市民公益活動団体の支援や、行政、市民公益活動団体、事業者等の間に立って、協働を促す団体

◆電話de詐欺(特殊詐欺)

犯人が電話や郵便等で被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取る、犯人の口座に送金させるなどの犯罪の総称として、特殊詐欺の実態を周知するために使用している千葉県独自の広報用名称

◆東京10号線延伸新線

本八幡と新鎌ヶ谷を結ぶ鉄道路線。当初「県営鉄道北千葉線」として計画されたが平成14年に廃止となった。その後「東京10号線延伸新線」と改め、千葉県、市川市、鎌ヶ谷市で構成する「東京10号線延伸新線検討委員会」で調査検討を進めていたが、事業の採算性が見通しが立たないことなどの理由により、千葉県より事業廃止の申出があり、同委員会を解散し、検討を終了したものの

◆特定健康診査

医療保険者(国保・被用者保険)が40歳～74歳の加入者を対象として実施するメタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖・脂質異常・高血圧のうちいずれか2つ以上の危険因子をあわせもった状態)に着目した検査項目での健康診査

◆都市計画道路

都市の将来のまちづくりや道路ネットワークを踏まえ、都市計画法に基づき計画された道路

◆都市計画道路整備プログラム

都市計画道路の整備を効率的かつ効果的に行っていくための整備順位を示した計画

◆捕込

馬を捕獲し選別する施設として使用されていた場所

【ナ行】

◆二次救急

入院治療や緊急手術を必要とする患者に対応する救急医療。地域で発生する救急患者への診療や応急処置を行い、必要に応じて手術や入院治療を行うもの

◆乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健推進員等が訪問し、子育てに関する必要な情報提供や相談など、適切なサービスに結び付けることを目的とした事業

◆認可保育所

施設の広さや保育士の数など国が決めた基準に基づいて都道府県などが審査し、認可した保育所

◆認定こども園

幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ教育・保育を一体的に行う施設

◆認定農業者

農業者が自主的に策定した農業経営改善計画について、市町村が地域農業の指針である基本構想に即していると認定した業経営改善に意欲のある農業者

◆ネットパトロール

スマートフォンやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)をはじめとする新たな機器やサービスの普及に伴い、増加する有害情報や誹謗中傷等から子どもたちを守るため、不適切な書き込みや画像の投稿等を検索・監視すること

【ハ行】

◆パイスタンダー

救急現場に居合わせた人(発見者、同伴者等)

◆8050問題

80歳代の高齢の親と同居する無職や引きこもり状態の50歳代の子どもが抱える生活問題

◆ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語。安定した生活環境を持った動植物の生息空間のことで、元来そこにあった生態系を復元や保全することを目的に、湿地や林などを保全・再生した環境空間を指すもの

◆ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が、看護師、介護福祉士、保育士などの資格取得のため1年以上養成機関で修学する場合、修学期間(上限4年)に訓練促進給付金と、修学終了時に修了支援給付金を支給する制度

◆武力攻撃事態

地上部隊が上陸する攻撃や弾道ミサイルによる攻撃などの武力攻撃が発生した事態又は、武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

◆平均寿命

0歳から今後何年生きられるかという期待値をあらわしたもの

◆放課後児童クラブ

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生に対して、放課後や夏休みなどに適正な遊び及び生活の場を与えることにより、その健全育成を図る事業

◆防火対象物

映画館や飲食店、ショッピングモール等、人が出入りをする消防法に定める建物

◆防犯サテライト事業

鎌ヶ谷警察署、鎌ヶ谷市防犯協会、市が協働で行う防犯に係る巡回事業

◆保険者間調整

被保険者が資格を喪失後に、誤って国民健康保険被保険者証で医療機関を受診した場合に、被保険者の同意書を基に、新旧の保険者間で調整を行うこと

【マ行】

◆緑のカーテン

ゴーヤやヘチマなどのツル性の植物を、建物の窓や壁面に生育させ、カーテンのような状態にしたもの。葉が日差しを遮るため、室内温度の上昇を緩和することができ、エアコンの使用を抑えることが可能となるもの

【ヤ行】

◆要支援・要介護認定者

要支援認定者：家事や身支度等の支援が必要とすると介護認定審査会で認定された者

要介護認定者：日常生活において、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とすると介護認定審査会で認定された者

◆予防技術資格者

火災予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格者

【ラ行】

◆ライフサイクルコスト

建物の建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要な全ての費用

◆流域下水道

都道府県が設置し、管理する大規模な下水道のことで、河川や海域、湖沼をひとつの単位として、2つ以上の市町村にまたがる地域の汚水、雨水などを広域的に処理するもの

◆連続立体交差事業

市街地内において地表面を通過している鉄道を、連続した区間で高架化又は地下化し、多くの踏切を除却して道路交通の円滑化や地域の分断解消を図る事業で、都市計画事業として行うもの

【ワ行】

◆ワークショップ

参加者が実際にものづくりをしたり、演劇や演奏などの稽古や練習、体験を行う体験型講座

施策の状態指標(目指す方向性)の一覧

基本目標	政策	施策	状態指標	現状値	目指す方向性
【基本目標1】 誰もが健康でいきいきと暮らせるまち	【政策1】 保健・福祉	1 保健・医療の充実	健康寿命(平均自立期間)	男 79.7 歳 女 84.0 歳 (平成30年)	↑
			生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合(対象:国民健康保険特定健康診査受診者(40歳から74歳まで))	23.0% (令和元年度)	↑
		2 地域福祉の推進	地域づくり活動へ参加したい人の割合	58.7% (令和元年度)	↑
			社会福祉協議会ボランティアセンター登録人数	1,104人 (令和元年度)	↑
		3 高齢者福祉の推進	現在の健康状態を良好と答える人の割合(65歳以上)	80.7% (令和元年度)	↑
			「要支援・要介護認定者」のうち「要支援者」の割合(65歳以上)	28.0% (令和元年度)	→
		4 障がい者(児)福祉の推進	自宅等で生活をしている障がい者の割合	99.0% (令和元年度)	→
			仕事をしている障がい者の割合	29.3% (令和2年度)	↑
		5 社会保障制度の充実	国民健康保険1人当たりの医療費	343,332円 (令和元年度)	→
			介護保険1人当たりの介護給付費	1,401,836円 (令和元年度)	→
【基本目標2】 子どもの生きる力をはぐくむまち	【政策2】 子育て	1 子育て環境の充実	合計特殊出生率	1.22 (令和元年)	↑
			子育て支援事業の満足度	73.1% (令和2年度)	↑
		2 保育サービス等の充実	待機児童数(保育園、放課後児童クラブ)	0人 (令和2年4月1日現在)	→
			合計特殊出生率【再掲】	1.22 (令和元年)	↑
	【政策3】 教育	1 学校教育の充実	教職員、保護者等からの学校施設満足度の割合	—	↑
			授業の中で課題解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいた児童生徒の割合	—	↑
		2 児童・生徒の健康及び安全等の確保	標準体重の児童生徒の割合	90.4% (令和元年度)	↑
			児童生徒の交通事故の発生件数	14件 (令和元年度)	↓
			学校給食の満足度	80.0% (令和元年度)	↑
		3 青少年の健全育成の推進	市内不良行為少年の補導人数(千葉県警察)	485人 (令和元年度)	↓
青少年の育成活動を行う団体会員数	972人 (令和元年度)		↑		
【基本目標3】 自然と調和した災害に強いまち	【政策4】 安全	1 危機管理体制・防災対策の強化	自主防災組織の組織率	52.4% (令和元年度)	↑
			災害協定の締結数	57件 (令和元年度)	↑
		2 防犯対策の強化	刑法犯認知件数	716件 (令和元年)	↓
			電話de詐欺(特殊詐欺)被害認知件数	29件 (令和元年)	↓
		3 消防・救急・救助体制の充実	出火率(人口1万人当たり)	2.3件 (令和元年)	↓
			災害出動件数(火災、救急、救助)	6,022件 (令和元年)	↓

基本目標	政策	施策	状態指標	現状値	目指す方向性		
【基本目標3】 自然と調和した 災害に強いまち	【政策5】 環境	1 環境保全の推進	河川の水質BOD値	6.6mg/L (令和元年度)	↓		
			市内温室効果ガス排出量	536,000t- CO ₂ (平成28年度)	↓		
		2 循環型社会の構築	資源化率	20.1% (令和元年度)	↑		
			最終処分量	2,439t (令和元年度)	↓		
			市民1人1日当たりのごみの排出量	791.6g (令和元年度)	↓		
		3 環境衛生の向上	生活排水処理率	81.3% (令和元年度)	↑		
			河川の水質BOD値【再掲】	6.6mg/L (令和元年度)	↓		
		【基本目標4】 にぎわいと活 力に満ちた緑あ ふれるまち	【政策6】 都市基盤	1 良好な居住環境の 確保	住宅の耐震化率	77.9% (令和元年度)	↑
					市内の空家率	2.4% (令和元年度)	↓
2 快適な公園・緑地 空間の創出	市民1人当たりの都市公園面積			3.3㎡/人 (令和元年度)	↑		
	緑地の面積			607ha (令和元年度)	→		
3 治水対策の推進	浸水面積			123.4ha (令和元年度)	↓		
	床上、床下浸水件数			512件 (平成22年度 から令和元年 度までの最大 値)	↓		
4 持続可能な下水道 事業の推進	印旛沼の水質の向上			COD 11.1mg/L (令和元年)	↓		
	手賀沼の水質の向上			COD 8.6mg/L (令和元年)	↓		
	東京湾の水質の向上			COD 2.6mg/L (令和元年)	↓		
5 安全に利用できる 道路環境の充実	市道延長			242km (令和元年度)	↑		
	交通事故発生件数			205件 (令和元年度)	↓		
6 魅力ある都市機能 の充実	社会増加数(市内転入者数と転出者数の 差)			355人 (令和元年)	↑		
	市内8駅(東武野田線2駅、新京成線5駅、 北総線・成田スカイアクセス線1駅)の 1日当たりの乗降客数			159,636人 (令和元年度)	↑		
【政策7】 産業	1 持続可能な都市農 業の構築			経営耕地面積	35,322a (平成27年)	→	
				農業経営体数	294戸 (平成27年)	→	
				認定農業者数	55人 (令和元年度)	↑	
	2 商工業の振興及び 観光施策の充実			市内の事業所数(経済センサス 基礎、 活動調査)	2,994事業所 (平成28年度)	↑	
				製造業の事業所数(経済産業省 工業統 計調査)	96事業所 (平成30年度)	↑	
	3 消費者の安全及び 安心の確保			電話de詐欺(特殊詐欺)被害認知件数 【再掲】	29件 (令和元年度)	↓	
				消費生活相談件数(斡旋、注意喚起等 を含む)	663件 (令和元年度)	↑	

基本目標	政策	施策	状態指標	現状値	目指す方向性
【基本目標5】 豊かな心と生きがいを 実感できるまち	【政策8】 生涯学習・文化・スポーツ	1 生涯学習の推進	学習施設利用者数(生涯学習推進センター、学習センター、図書館)	390,607人 (令和元年度)	↑
			定期利用サークル、団体数(生涯学習推進センター、学習センター、学校施設開放)	682団体 (令和元年度)	↑
		2 芸術文化の振興及び歴史的資源の保存活用	芸術文化行事来場者数	9,083人 (令和元年度)	↑
			文化財周知普及イベント来場者数	6,332人 (令和元年度)	↑
		3 生涯スポーツの振興	スポーツ施設利用者数	284,532人 (令和元年度)	↑
			スポーツ協会会員数	5,172人 (令和元年度)	↑
基本構想の実現に向けて	【政策9】 市民協働・男女共同参画・多文化共生	1 協働及び市民公益活動等の推進	協働により成果が上がった事業の割合	40.8% (令和元年度)	↑
			市民公益活動団体等への新規加入者数	70人 (令和元年度)	↑
		2 共生社会の実現	男女の地位が平等であると思う市民の割合	14.7% (令和元年度)	↑
			外国人住民の満足度	63.8% (平成25年度)	↑
	【政策10】 持続可能な行財政運営	1 財政の健全化及び行財政改革の推進	経常収支比率	97.9% (令和元年度)	↓
			財政調整基金の年度末残高	約17億1,000万円 (令和2年度3月補正後の残高)	↑
		2 公共施設の適正な管理運営の推進	公共施設の利用者数	982,056人 (令和元年度)	↑
			公共施設の利用満足度	67.5% (令和元年度)	↑
		3 行政情報等の積極的な発信	市ホームページのアクセス数	983,682件 (令和元年度)	↑
			社会増加数(市内転入者数と転出者数の差)【再掲】	355人 (令和元年)	↑

成果指標の一覧

【政策1】保健・福祉

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 保健・医療の充実	(1) 健康づくりの推進	週4日以上朝食を食べている人の割合 ①子ども(小学5年生) ②成人(対象：国民健康保険特定健康診査受診者(40歳から74歳まで))	①95.4% (令和元年度) ②90.7% (令和元年度)	①97.0% ②92.5%
		汗をかく運動(30分以上)を週2日以上かつ1年以上継続している人の割合(対象：国民健康保険特定健康診査受診者(40歳から74歳まで))	42.9% (令和元年度)	42.9%
	(2) 疾病予防、早期発見、重症化予防の推進	市のがん検診精密検査受診率	78.8% (令和元年度)	80.4%
		健康診査を受けている割合 ①国民健康保険特定健康診査受診率(40歳から74歳まで) ②後期高齢者健康診査受診率(75歳以上)	①38.5% (令和元年度) ②36.3% (令和元年度)	①44.0% ②36.3%
	(3) 地域医療体制の充実	かかりつけ医がいる割合 ①子ども(1歳6か月児健康診査受診者) ②成人(40歳から64歳まで)	①88.9% (令和元年度) ②44.5% (令和元年度)	①88.9% ②51.3%
		救急搬送人員が市内の医療機関等に搬送された割合	49.9% (令和元年)	56.8%
2 地域福祉の推進	(1) 地域共生社会のための基盤の整備	「地域共生社会実現に向けた情報共有会議」の開催回数	0回 (令和元年度)	2回
		身近な福祉相談窓口の設置箇所数	20か所 (令和元年度)	21か所
	(2) 多様な担い手の人材育成	民生委員・児童委員の定員充足率	95.5% (令和元年度)	100%
		地域福祉を推進するボランティア養成講座の開催回数	43回 (令和元年度)	44回
	(3) 地域で支え合う仕組みづくり	避難行動要支援者避難支援制度協力自治会数(累計)	15自治会 (令和元年度)	50自治会
		成年後見制度の法定後見及び任意後見利用者数	137人 (令和元年)	160人
3 高齢者福祉の推進	(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	地域包括支援センターの認知度	38.4% (令和元年度)	52.8%
		認知症サポーター養成講座受講者数	1,782人 (令和元年度)	1,800人
	(2) 活力ある高齢者の活動支援	地域づくり活動に企画、運営者として参加したいと思う人の割合	30.2% (令和元年度)	35.0%
		介護予防体操、認知症予防等の実施場所	91か所 (令和元年度)	96か所
	(3) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備	介護保険における居宅介護住宅改修	294件 (令和元年度)	450件
		生活支援整備体制事業における第2層協議体会議回数	20回 (令和元年度)	36回

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
4 障がい者（児）福祉の推進	(1) 自立した生活の支援	基幹相談支援センター相談件数	10,083件 (令和元年度)	10,500件
		手話通訳派遣回数	379件 (令和元年度)	450件
	(2) 障がい者（児）が安心して暮らせる環境の整備	医療について困り事のある人の割合	48.3% (令和2年度)	47.8%
		啓発事業参加者数	2,485人 (令和元年度)	2,560人
	(3) 社会参加の促進	身体障がい者福祉センター等で創作活動や生産活動を行っている人数	533人 (令和元年度)	560人
		社会活動を行ったことがある障がい者の割合	12.3% (令和2年度)	13.0%
5 社会保障制度の充実	(1) 国民健康保険事業の適正な運営	ジェネリック医薬品の使用割合	79.1% (令和元年度)	80.0%
		国民健康保険料徴収率	82.2% (令和元年度)	82.5%
	(2) 介護保険事業の適正な運営	介護支援専門員法定研修受講者数	35人 (令和元年度)	50人
		介護保険料徴収率	96.2% (令和元年度)	96.5%
	(3) 生活保護と自立生活の支援	生活保護受給者等就労自立促進事業参加者数	55人 (令和元年度)	60人
		子どもの学習・生活支援事業実施回数	41回 (令和元年度)	42回

【政策2】子育て

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 子育て環境の充実	(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	乳児家庭全戸訪問事業 訪問率	96.0% (令和元年度)	96.0%
		つどいの広場利用人数	25,859人 (令和元年度)	34,000人
	(2) きめ細かな支援が必要な子ども、子育て家庭への支援	児童虐待防止(子育て関係)講座等の開催回数	15回 (令和元年度)	38回
		ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給者数	8人 (令和元年度)	12人
	(3) 地域全体で子育てを支えるための環境整備	児童センター利用人数	99,378人 (令和元年度)	126,000人
		子育てサポーター活動回数	740回 (令和元年度)	800回

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
2 保育サービス等の充実	(1) 幼稚園、保育園の充実	子育て支援員研修の受講率	23.8% (令和2年度)	50.0%
		保育所定員数	1,545人 (令和2年度)	1,635人
	(2) 放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブが楽しいと思う児童の割合	60.2% (令和2年度)	80.0%
		放課後児童クラブの定員数	806人 (令和元年度)	827人
	(3) 多様な家庭に対応した保育サービスの充実	一時預かり事業の受入可能人数	10,560人 (令和2年度)	15,840人
		ファミリー・サポート・センター提供会員数	171人 (令和元年度)	195人

【政策3】教育

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 学校教育の充実	(1) 安全で安心な教育環境の確保	外壁、屋上防水等改修率	32.3% (令和元年度)	35.5%
		小中学校トイレの整備進捗率	46.4% (令和元年度)	94.6%
	(2) 生きる力をはぐくむ特色ある学校づくり	ICT教育機器の1日の授業における使用割合	—	50.0%
		学校図書館図書標準の達成校	12校 (令和元年度)	14校
	(3) 専門性と社会性を備えた教職員の育成	自主公開取組み校	9校 (令和元年度)	12校
		児童生徒と向き合う時間を確保できている教職員の割合	68.2% (令和元年度)	95.0%
2 児童・生徒の健康及び安全等の確保	(1) 保健、安全教育の充実	児童生徒の定期健康診断受診率	95.1% (令和元年度)	95.5%
		児童生徒の定期健康診断受診勧告後の医療機関受診率	54.9% (令和元年度)	60.0%
	(2) 児童生徒の安全確保	子ども自転車安全運転講習会、スケアード・ストリート自転車交通安全教室の実施回数	10回 (令和元年度)	11回
		こども110番の家の登録件数(累計)	1,324件 (令和元年度)	1,464件
	(3) 学校給食の充実	鎌ヶ谷産野菜、果実使用献立数	17回 (令和元年度)	22回
		食育指導の実施回数	25回 (令和元年度)	34回

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
3 青少年の健全育成の推進	(1) 青少年の社会参加、体験活動の機会づくり	元気っ子ゼミナール参加者数	381人 (令和元年度)	390人
		青少年の体験活動等参加者数	5,789人 (令和元年度)	5,860人
	(2) 非行防止対策の推進	青少年補導の活動回数	534回 (令和元年度)	570回
		ネットパトロール活動件数	3,147件 (令和元年度)	3,500件
	(3) 家庭、地域の教育力の向上	家庭教育に関する講座の参加人数	3,741人 (令和元年度)	3,850人
		家庭川柳の応募数	1,466句 (令和元年度)	1,480句

【政策4】安全

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 危機管理体制・防災対策の強化	(1) 総合的な危機管理体制の強化	業務継続計画(BCP)の確認及び見直し	2回 (令和元年度)	2回
		防災体制強化研修の参加者数	—	400人
	(2) 事前防災、減災対策による地域防災体制の充実	自主防災組織への資器材交付完了団体数(累計)	77団体 (令和元年度)	85団体
		避難行動要支援者避難支援制度協力自治会数(累計)【再掲】	15自治会 (令和元年度)	50自治会
	(3) 災害応急活動、復旧対策の強化	避難所運営委員会の組織数(累計)	12組織 (令和元年度)	21組織
		総合防災訓練の参加者数	1,871人 (令和元年度)	2,000人
2 防犯対策の強化	(1) 防犯対策の充実	かがや安心eメール(防犯情報)登録者数(累計)	3,640件 (令和元年度)	4,000件
		児童生徒安全パトロール実施日数	240日 (令和元年度)	240日
		夜間防犯パトロール実施日数	260日 (令和元年度)	260日
	(2) 自主防犯活動の推進	防犯サテライト事業実施件数	19件 (令和元年度)	20件
		防犯パトロール隊参加者数(累計)	1,316人 (令和元年度)	1,350人
	(3) 防犯設備の充実	防犯灯設置数(累計)	8,570灯 (令和元年度)	8,800灯
		防犯カメラ(街頭)設置数(累計)	42台 (令和元年度)	44台

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
3 消防・救急・救助体制の充実	(1) 消防体制の充実	消防車両の更新台数(累計)	—	16台
		予防技術資格者数	35人 (令和元年度)	60人
	(2) 火災予防の推進	住宅用火災警報器の設置率	72.6% (令和元年度)	73.8%
		立入検査実施件数	389件 (令和元年度)	400件
	(3) 安心できる救急、救助体制づくり	救命講習開催回数	48回 (令和元年度)	55回
		活動訓練実施回数(救急、救助)	922回 (令和元年)	930回

【政策5】環境

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 環境保全の推進	(1) 環境保全への監視、指導体制の充実	水質浄化に関する意識啓発活動回数	4回 (平成30年度)	7回
		栗野家庭雑排水共同処理施設の水質BOD値	9.9mg/L (令和元年度)	5.0mg/L
	(2) 温室効果ガス排出の抑制	市の業務による温室効果ガス排出量	5,154t-CO ₂ (令和元年度)	3,917t-CO ₂
		再生可能エネルギー設備設置補助件数	58件 (令和元年度)	65件
	(3) 環境保全活動の促進と市民、事業者の参加	自然環境講座参加者数	223人 (令和元年度)	250人
		環境フェア参加者数	1,282人 (平成30年度)	1,500人
2 循環型社会の構築	(1) 持続可能なごみ処理体制の整備	ごみ分別出前講座開催回数	16回 (令和元年度)	25回
		ふれあい収集利用者件数	27件 (令和2年度)	140件
	(2) ごみの減量、再使用、リサイクルと適正処理の推進	生ごみ処理容器等購入費補助件数	36件 (令和元年度)	36件
		使用済小型家電の回収量	6,175kg (令和元年度)	8,000kg
3 環境衛生の向上	(1) 公衆衛生の向上	下水道普及率	67.0% (令和元年度)	74.0%
		合併処理浄化槽転換補助金利用件数	18件 (令和元年度)	20件
	(2) 生活環境の向上	狂犬病予防注射の接種率	74.3% (令和元年度)	76.5%
		飼い主のいない猫の不妊、去勢手術件数	56件 (令和元年度)	67件

【政策6】都市基盤

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 良好な居住環境の確保	(1) 良好な居住環境の確保	木造住宅等の検査済証の交付率	95.0% (令和元年度)	100%
		宅地、建物のパトロール件数	121件 (令和元年度)	170件
	(2) 安全で安心な住宅の整備	住宅耐震改修促進事業補助件数	13件 (令和元年度)	15件
		空家等の解消件数(累計)	205件 (令和元年度)	445件
	(3) 住みよい公営住宅の充実	市内公営住宅の供給戸数	382戸 (令和元年度)	401戸
		外壁、屋上防水等改修率	10.0% (令和元年度)	50.0%
2 快適な公園・緑地空間の創出	(1) 公園、緑地の適正な維持管理の推進	都市公園の遊具等の改修、更新数(累計)	65基 (令和元年度)	142基
		公園サポーター制度による協働管理の公園数	42か所 (令和元年度)	50か所
	(2) みどりの保全と創出	保全林指定数	10か所 (令和元年度)	10か所
		公園等設置数	240か所 (令和元年度)	256か所
3 治水対策の推進	(1) 安心して暮らせる治水対策	準用河川二和川バイパス整備率	37.7% (令和元年度)	100%
		雨水貯留池の容量	43,520m ³ (令和元年度)	48,720m ³
	(2) きれいでうるおいのある水辺環境の保全	雨水浸透柵モニター設置数(累計)	176基 (令和元年度)	281基
		河川、水路除草面積	63,376m ² (令和元年度)	65,500m ²
4 持続可能な下水道事業の推進	(1) 下水道の整備	下水道普及率【再掲】	67.0% (令和元年度)	74.0%
		下水道水洗化戸数(累計)	29,056戸 (令和元年度)	34,046戸
	(2) 下水道施設の維持管理	管渠施設の点検、調査(累計)	—	37,000m
		下水道管渠清掃延長	2,859m (令和元年度)	3,000m
	(3) 下水道事業の安定した経営	経常収支比率	—	100%以上
		下水道使用料の検証	4年に1回	4年に1回

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
5 安全に利用できる道路環境の充実	(1) 計画的な道路網の整備	都市計画道路整備率(事業認可施工済区間/都市計画決定区間)	33.2% (令和元年度)	38.7%
		都市計画道路事業認可区間における用地取得率	47.1% (令和元年度)	100%
	(2) 既存の道路空間の安全性、快適性の確保	主要市道、一般市道改良延長	717m (令和元年度)	870m
		交差点改良事業における用地取得率	0% (令和元年度)	100%
	(3) 道路の適正な維持管理及び交通安全対策の推進	交通安全教室の開催数	20回 (令和元年度)	22回
		交通安全施設更新件数(累計)	77基 (令和元年度)	155基
6 魅力ある都市機能の充実	(1) 緑あふれる快適な魅力あるまちづくり	まち並みや景観の満足度	—	60.0%
		新鎌ヶ谷地区事業所数	329事業所 (令和元年度)	340事業所
	(2) にぎわいと活力ある市街地の整備	駅前広場整備着手数	1件(初富駅) (令和元年度)	2件(初富駅、北初富駅)
		新鎌ヶ谷駅の1日当たりの乗降客数	103,942人 (令和元年度)	116,000人
	(3) 公共交通体系の充実	公共交通に対する満足度	—	70.0%
		コミュニティバス利用者数	131,843人 (令和元年度)	167,000人

【政策7】産業

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 持続可能な都市農業の構築	(1) 農地の保全	農地利用状況調査の改善面積(累計)	28,957㎡ (平成30年度)	41,000㎡
		農用地利用集積計画の新規面積(累計)	40,256㎡ (令和元年度)	65,000㎡
	(2) 担い手の育成	農業青少年クラブ会員数	16名 (令和元年度)	16名
		援農ボランティア登録者数(累計)	73名 (令和元年度)	90名
	(3) ブランド化の推進による販路の拡大	SNSによる情報発信更新数	—	60回
		PRイベント参加者数	606人 (令和元年度)	660人

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
2 商工業の振興及び観光施策の充実	(1) 商工業の発展と中小企業の経営強化	創業支援セミナー参加者数	82人 (令和元年度)	150人
		市制度融資実行件数	27件 (令和元年度)	30件
	(2) 企業誘致の推進と雇用環境の整備	企業誘致件数(累計)	0件 (令和元年度)	3件
		無料職業紹介所の紹介による就職人数	62人 (令和元年度)	130人
	(3) 観光客のニーズの変化に対応した観光施策の推進	観光入込客数	404,175人 (令和元年)	410,000人
		観光イベント参加者の満足度	—	80.0%
3 消費者の安全及び安心の確保	(1) 消費生活相談体制の充実	消費生活相談員の研修参加回数	11回 (令和元年度)	25回
		団体等と連携した消費生活相談事業数	4事業 (令和元年度)	8事業
	(2) あらゆる世代に向けた消費者教育の推進	消費生活講座参加者数	329人 (令和元年度)	400人
		消費者教育の理解度	—	80.0%

【政策8】生涯学習・文化・スポーツ

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 生涯学習の推進	(1) 生涯学習の環境づくり	生涯学習推進センター及び学習センター稼働率	23.0% (令和元年度)	33.0%
		図書館の蔵書冊数	305,473冊 (令和元年度)	313,000冊
	(2) 生涯学習活動の推進	生涯学習推進センター及び学習センター主催事業参加者数	34,101人 (令和元年度)	37,000人
		図書館資料貸出数	352,577冊 (令和元年度)	400,000冊
	(3) 生涯学習活動の成果の活用	学習成果を活かしている人の割合	49.8% (平成30年度)	55.0%
		地域コミュニティの形成に繋がる活動への参加者数(公民館まつりなど)	7,833人 (令和元年度)	10,000人
2 芸術文化の振興及び歴史的資源の保存活用	(1) 多様な市民文化活動の推進	芸術文化行事への出演、出品者数	1,341人 (令和元年度)	1,600人
		上記のうち、子どもに係る出演、出品者数及びワークショップ来場者数	190人 (令和元年度)	270人
	(2) きらりホールを活用した芸術文化の振興	きらりホール主催事業来場者数	3,133人 (令和元年度)	5,300人
		きらりホール稼働率	53.2% (令和元年度)	60.0%
	(3) 歴史、文化遺産の保存、継承、活用の推進	文化財の指定、登録数(累計)	32件 (令和元年度)	40件
		企画展示、ミニ展示に対する満足度	70.0% (令和元年度)	80.0%

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
3 生涯スポーツの振興	(1) スポーツ活動の充実	マラソン大会及び各種市民大会参加者数	10,889人 (令和元年度)	12,000人
		プロスポーツと連携したイベント参加者数	2,511人 (令和元年度)	2,700人
	(2) スポーツ関係団体、指導者の育成	スポーツ協会加盟団体数	29団体 (令和元年度)	30団体
		スポーツ推進委員数	31人 (令和元年度)	35人
	(3) スポーツ施設の整備、充実	スポーツ施設稼働率	49.4% (令和元年度)	60.0%
		スポーツ施設事業参加者数	5,032人 (令和元年度)	5,600人

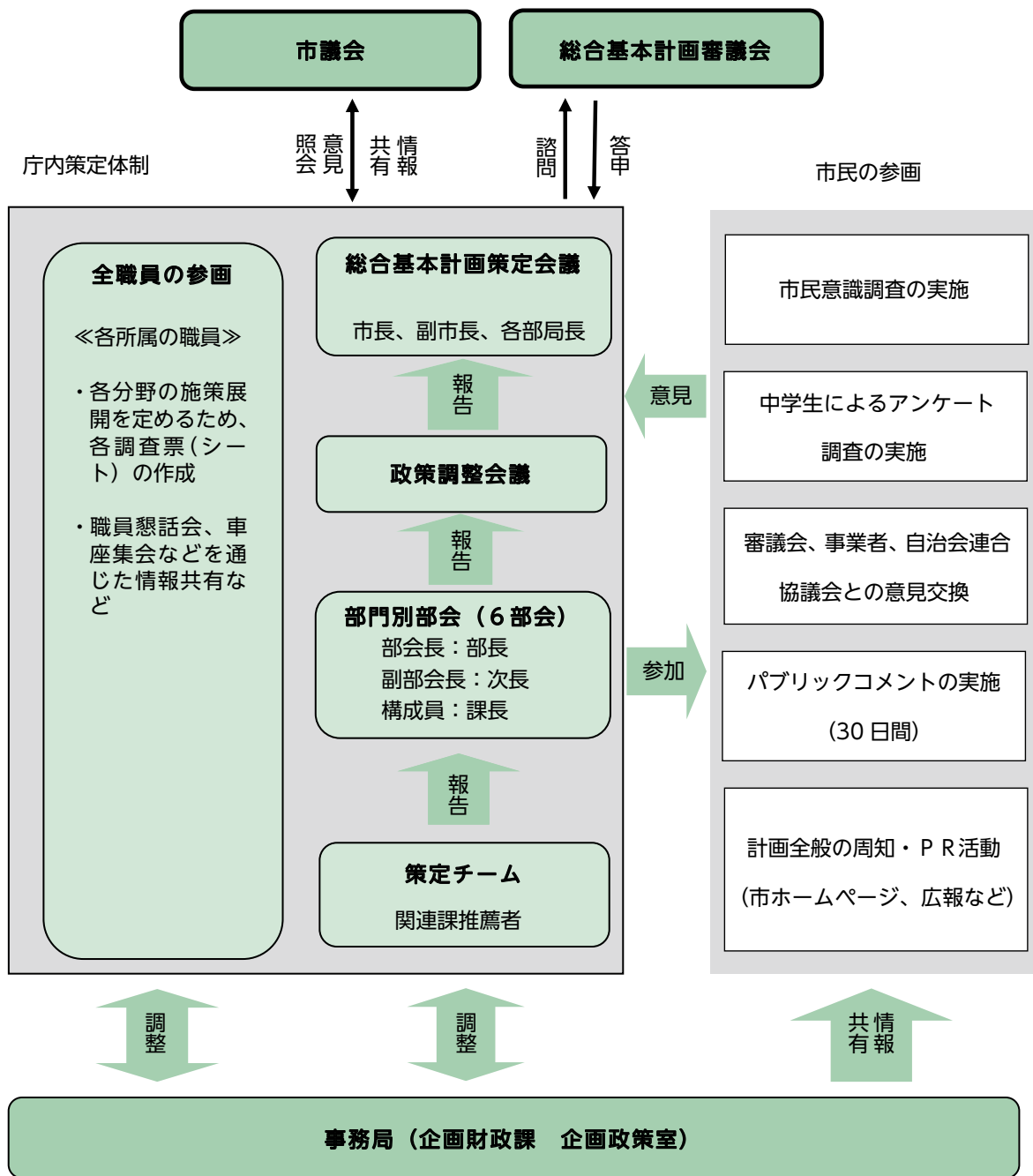
【政策9】市民協働・男女共同参画・多文化共生

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 協働及び市民公益活動等の推進	(1) 市民公益活動等に関わる新たな担い手の発掘、育成	市民公益活動等に関する情報発信数 (チラシやポスターなどの紙媒体、市ホームページ、SNSなどによる)	215件 (令和元年度)	250件
		市民公益活動体験事業等の参加者数	45人 (令和元年度)	50人
	(2) 市民公益活動等のさらなる発展に向けた支援	市民公益活動支援講座等の満足度	80.0% (平成28年度)	85.0%
		自治会加入率	60.2% (令和2年度)	60.2%
	(3) 協働に向けた連携の強化	協働アドバイザーによる相談件数	149件 (令和元年度)	160件
		地域づくりコーディネーターの活動実績	21件 (令和元年度)	25件
2 共生社会の実現	(1) 人権の尊重と男女共同参画の推進	市の審議会等の委員のうち女性が占める割合	29.6% (令和元年度)	35.0%
		女性のための就労支援講座 ①受講者数 ②就労者数	①23人 (令和元年度) ②6人 (令和元年度)	①25人 ②6人
	(2) DVやハラスメントの防止と相談支援体制の充実	DV防止に向けた啓発事業の実施回数	7回 (令和元年度)	9回
		女性のための相談枠の件数	192件 (令和元年度)	230件
	(3) 多文化共生社会の構築	多言語翻訳機器の設置箇所数(累計)	12か所 (令和元年度)	30か所
		行政資料等の翻訳数	34件 (令和元年度)	50件

【政策10】持続可能な行財政運営

施策	施策の柱	成果指標名	現状値	目標値
1 財政の健全化及び行財政改革の推進	(1) 財政規律の堅持及び自主財源の確保	財政健全化判断比率 ①実質公債費比率 ②将来負担比率	①3.4% (令和元年度) ②27.8% (令和元年度)	①10%未満 ②72.5%未満
		市税徴収率	96.9% (令和元年度)	97.2%
	(2) 行財政改革の推進	行財政改革による歳出超過の解消	—	—
		車座集会等への参加人数(累計)	2,393人 (平成19年度から令和元年度までの参加人数)	3,000人
	(3) 組織力、職員力の向上	研修受講人数(階層別、実務、派遣)	1,305人 (令和元年度)	1,400人
		窓口サービスの満足度	85.5% (平成28年度)	90.0%
2 公共施設の適正な管理運営の推進	(1) 公共施設の総合的かつ計画的な管理運営の推進	公共施設の劣化状況評価における健全項目の割合	65.6% (令和元年度)	70.0%
		公共施設のバリアフリー化向上の割合	52.4% (令和元年度)	60.0%
	(2) 公共施設の適正配置、利活用の推進	公共施設マネジメントに関する研修会等への参加人数	—	100人
		公共施設等総合管理計画に基づく業務の進捗率	—	100%
3 行政情報等の積極的な発信	(1) 情報発信の充実	市ホームページのコンテンツ更新回数	2,983回 (令和元年度)	3,300回
		SNSによる情報発信回数	393回 (令和元年度)	470回
	(2) 市の魅力発信の推進	市の認知度	45.3% (平成28年度)	50.0%
		市内外の市民交流人口(観光入込客数)	404,175人 (令和元年)	410,000人

計画の策定体制



鎌ヶ谷市総合基本計画審議会

(1) 審議経過

○平成30年度第1回審議会(平成30年3月20日)

①委嘱状交付式

②議題

- ・会長、副会長の選出について
- ・会議の公開について
- ・会議録署名人の選出について
- ・鎌ヶ谷市次期総合基本計画策定方針について
- ・鎌ヶ谷市総合基本計画基礎調査報告書について
- ・今後の進め方について

○令和元年度第1回審議会審議会(令和元年10月4日)

①会議録署名人の選出について

②議題

- ・鎌ヶ谷市基本構想(案)について(諮問)

○令和元年度第2回審議会(令和元年10月28日)

①会議録署名人の選出について

②議題

- ・鎌ヶ谷市基本構想(案)について(答申)

○令和2年度第1回審議会(令和2年10月5日)

①会議録署名人の選出について

②議題

- ・鎌ヶ谷市総合基本計画(案)について(諮問)

○令和2年度第2回審議会(令和2年10月15日)

①会議録署名人の選出について

②議題

- ・鎌ヶ谷市総合基本計画(案)について

○令和2年度第3回審議会(令和2年10月30日)

①会議録署名人の選出について

②議題

- ・鎌ヶ谷市総合基本計画(案)について(答申)



鎌ヶ谷市総合基本計画審議会

(2) 委員名簿

(順不同／敬称略)

会長	宮脇 淳	北海道大学法学研究科・公共政策大学院 教授
副会長	菅野 勝利	鎌ケ谷市自治会連合協議会 会長
委員	北原 理雄	千葉大学 名誉教授 鎌ケ谷市景観審議会 会長
	井手 勝則	鎌ケ谷市商工会 会長
	山崎 明	とうかつ中央農業協同組合 経営管理委員
	徳田 訓康	鎌ケ谷市社会福祉協議会 会長
	篠田 繁	鎌ケ谷市生涯学習審議会 会長
	御代川 泰久	鎌ケ谷市スポーツ協会 会長
	竹内 久子	千葉県婦人防火クラブ連絡協議会 会長
	野田 正治	鎌ケ谷市環境審議会 委員
	奥村 さかえ	鎌ケ谷市教育委員会 委員
	榎本 美紅	鎌ケ谷市子育て支援コーディネーター
	小澤 誠一 (～R1.10.3) 山下 裕 (R1.10.4～)	千葉県東葛飾地域振興事務所 所長
	猪野 茂樹 (～R2.10.4) 田中 泰 (R2.10.5～)	千葉県習志野健康福祉センター 副センター長
	吉田 誠	公募委員
	熊谷 貴宏	公募委員
山中 広和	公募委員	

任 期：2年

委嘱期間：平成31年3月20日から令和3年3月19日まで

(3) 諮問書及び答申書

- ・基本構想(案)の策定について

【諮問】

	鎌企第497号 令和元年10月4日
鎌ヶ谷市総合基本計画審議会 会長 宮脇 淳 様	
	鎌ヶ谷市長 清水 聖士
鎌ヶ谷市基本構想(案)の策定について(諮問)	
鎌ヶ谷市総合基本計画を定めるにあたり、鎌ヶ谷市総合基本計画の策定に関する条例(平成30年鎌ヶ谷市条例第24号)第5条の規定により、鎌ヶ谷市基本構想(案)の策定について、貴審議会の意見を求めます。	

【答申】

	令和元年11月8日
鎌ヶ谷市長 清水 聖士 様	
	鎌ヶ谷市総合基本計画審議会 会長 宮脇 淳
鎌ヶ谷市基本構想(案)について(答申)	
令和元年10月4日付け鎌企第497号で諮問のありました鎌ヶ谷市基本構想(案)について、本審議会において審議した結果、その内容は、概ね妥当であるものと認めます。 今後は、パブリックコメント等の意見を十分に尊重し、市において鎌ヶ谷市基本構想(案)を最終的に決定されたい。 なお、今後策定する基本計画及び実施計画の検討に関連する重要事項が審議会審議において委員から指摘されていることから、答申とは別に付帯意見として整理している。	

答申の付帯意見

1 保健、福祉の分野

- ・地域の課題に対して、地域による助け合い、支え合いのシステムが構築されているため、その充実と市民への理解を深められたい。
- ・高齢者の活躍の機会を創出されるよう検討されたい。

2 子育て、教育の分野

- ・鎌ヶ谷市の未来を担う若い世代が希望をかなえるまちづくりとして、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援や安心して子育てできる環境づくりを推進するよう努められたい。また、推進にあたっては、子どもの視点だけでなく、その保護者など家庭への支援も充実されたい。

3 安全、環境の分野

- ・地球温暖化への対応や地震、台風などの自然災害への対応について、検討されたい。
- ・災害に強い街として、具体的な取組みの推進を検討されたい。
- ・災害に強い街として、安心安全な電気・上下水道・ガスなどのエネルギー確保が求められるため、市独自のエネルギーの確保、再生可能エネルギーの導入、停電後の発電設備の設置を検討されたい。
- ・今後も災害が多く発生すると考えられるため、消防・救急体制の充実を検討されたい。

4 都市基盤整備、産業の分野

- ・北千葉道路の開通後、鎌ヶ谷市が単なる通過点とにならないようにするため、開通後のイメージを検討されたい。
- ・北千葉道路など災害に強い道路の整備を進めるとともに、並行して、北千葉道路に繋がる南北の都市計画道路の整備(3・4・6号北初富軽井沢線、3・4・10号中沢北初富線)を先行して実現するよう努められたい。
- ・市内には、通学路に歩道がない箇所があることから、改善を図られたい。
- ・既存幹線道路の電線の地中化や都市計画道路の施行時の電線地中化を務められたい。
- ・市制記念公園と栗野地区公園を結んだ広い道路を設けることで、緑地の連続性を図られたい。
- ・北千葉道路のパーキングエリアを新鎌ヶ谷駅付近に誘致し、新鎌ヶ谷駅の利便性を高められたい。また、パーキングエリア内の施設は、歩行者の誰もが利用できるとともに、市制記念公園や栗野地区公園からも利用ができるようにすることで、緑多い都市のイメージを高められたい。
- ・放置された一軒家などが散見されるため、空き家対策を積極的に推進し、防犯対策、安全対策に限らず、空き家の流通促進を図ることで、人口増加、企業誘致の促進に繋がられたい。
- ・都市計画道路は車両交通主体の計画となるが、人と人との交流や賑わいをイメージすると、人のための道路が重要であり、歩行者の空間を整備していくことは、市をアピールする大きな手段になるため、検討されたい。
- ・防災の観点から、分譲地を増設する際、行き止まり道路を少なくするよう、施工事業者と協議されたい。
- ・地元企業や産業への支援強化を図ることで、市のブランディングの強化に繋がられたい。
- ・企業誘致の一環として、大手企業にサテライトオフィス機能を提供することや若い起業家にスモールオフィスを提供するなど、新鎌ヶ谷駅の利便性の良い面を活用した、新たな企業誘致の方策を検討されたい。
- ・北総台地に位置する本市の強固な地盤のメリットや北千葉道路の開通を見越した企業誘致を進められたい。

5 文化、スポーツ、生涯学習の分野

- ・高齢化社会を迎える中、地域の担い手を育成し、お互いに繋がっていくことが大切となることから、プロスポーツの球場など、今ある施設を活用しながら、出来るだけ多くの人が心豊かに活動できるまちになるよう検討されたい。
- ・図書館の生涯学習機能の強化を図るとともに、IT導入による利用率の拡大を検討されたい。
- ・千葉ジェットを新京成電鉄沿線のホームタウンとして誘致(習志野・船橋・鎌ヶ谷・松戸)するよう検討されたい。

6 市民協働、共生の分野

- ・まちの活性化を図るため、既存の行政のルールなどの見直しを行うことで、市民と行政が協力し合える環境をさらに整えるよう努められたい。
- ・外国人住民に住みやすい街とすることで、国際化や外国語教育の強化などの課題解決に繋がられたい。

7 持続可能な行財政運営の分野

- ・本市の成田空港や羽田空港をはじめ、沿線都市への交通の利便性が高いことなど、市の魅力をさらに情報発信されたい。

- ・子育て世代の転入促進など市の人口構成を変えるための具体的な取組みについて、専任の職員を配置するとともに、市外へ向けたアピール方法を検討するなど、重点的に推進されるよう努められたい。
- ・今後訪れる人口減少に対する効果的な対策として、子育て世代の流入や企業誘致による働く世代の増加等の対策を検討されたい。
- ・国と国、都市間競争でも、ITや通信は、非常におおきなウエイトを占めているとともに、現在の社会に変化をもたらしている大きな要素のひとつとなるため、ITの活用策を検討されたい。
- ・地方自治体においても、近年は様々な行政分野においてAIやICTの活用が盛んになってきており、ITへの取り組み方次第で都市間競争に大きな差が出てくるものと考えられるため、先進自治体の調査研究を行い、積極的に取り入れられたい。

8 その他全般的な事項

- ・国連サミットで採択されたSDGsの17の目標と関連付けをしておくことで、SDGsの取り組みが今後国内企業や世界的に広がりを見せる中で、企業との協業やイノベーションが生まれやすい状況にしておくことを検討されたい。

・総合基本計画(案)の策定について

【諮問】

鎌企第433号
令和2年10月5日

鎌ケ谷市総合基本計画審議会
会長 宮脇 淳 様

鎌ケ谷市長 清水 聖士

鎌ケ谷市総合基本計画(案)の策定について(諮問)

鎌ケ谷市総合基本計画を定めるにあたり、鎌ケ谷市総合基本計画の策定に関する条例第5条の規定により、鎌ケ谷市総合基本計画(案)の策定について、貴審議会の意見を求めます。

【答申】

令和2年11月9日

鎌ケ谷市長 清水 聖士 様

鎌ケ谷市総合基本計画審議会
会長 宮脇 淳

鎌ケ谷市総合基本計画(案)について(答申)

令和2年10月5日付け鎌企第433号で諮問のありました鎌ケ谷市総合基本計画(案)について、本審議会において審議した結果、その内容は、妥当であるものと認めます。

今後は、パブリックコメント等の意見を十分に尊重し、市において鎌ケ谷市総合基本計画(案)を最終的に決定されたい。

中学生アンケート調査結果

1 調査の目的

「鎌ケ谷市次期総合基本計画」の策定を進めるにあたり、市の将来を担う中学生から意見を聞き、計画づくりに活用するためアンケート調査を実施しました。

2 調査の実施期間、回収結果

実施期間：平成30年10月2日から平成30年10月23日まで

回収結果：総数814人(市内5中学校3年生)

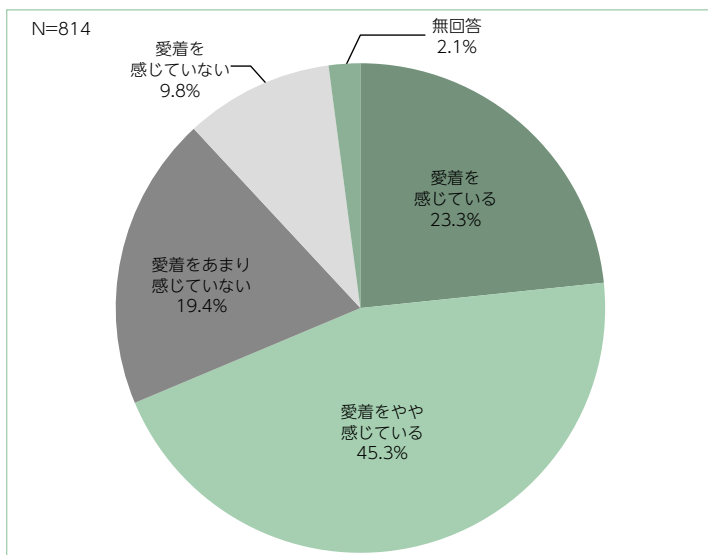
3 調査結果

〈現在の鎌ケ谷市について〉

問1 あなたは、鎌ケ谷市に「自分のまち」としての愛着をどの程度感じていますか。

【全体の状況】

「愛着を感じている」、「愛着をやや感じている」の合計が68.6%、「愛着をあまり感じていない」、「愛着を感じていない」の合計が29.2%となっています。



【学校別の状況】

鎌ケ谷市への愛着を中学校別に比較すると、全体の傾向と同様に「愛着を感じている」、「愛着をやや感じている」の合計が約7割となっています。

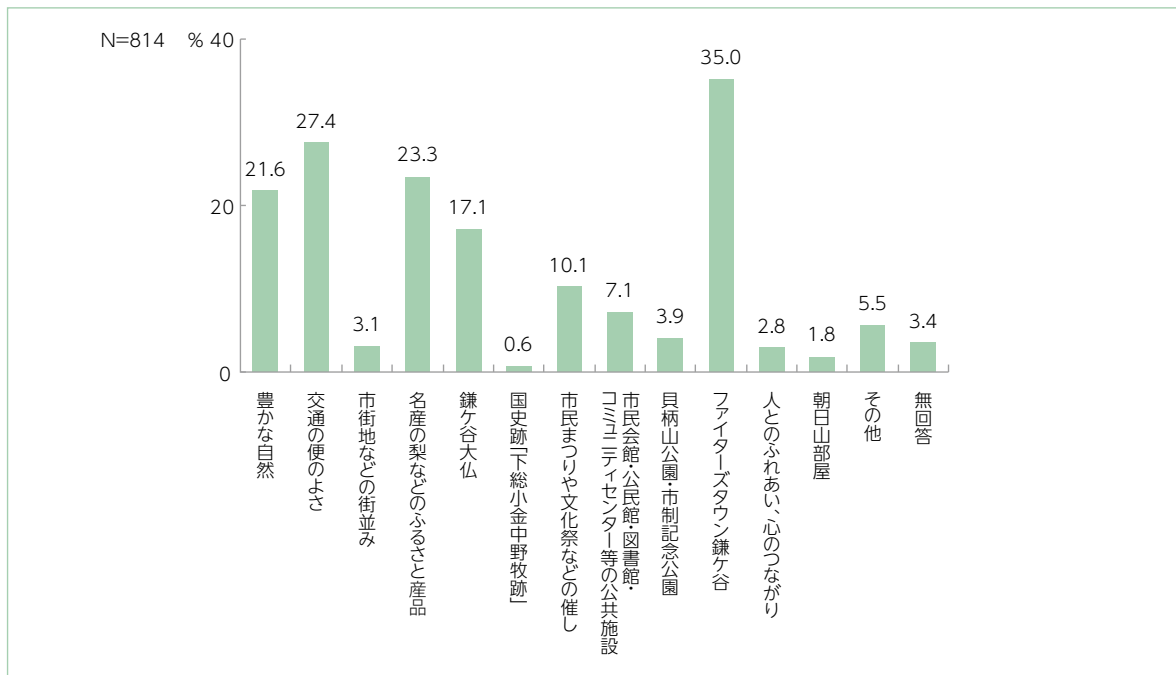
		全体	1.愛着を感じている	2.愛着をやや感じている	3.愛着をあまり感じていない	4.愛着を感じていない	5.無回答
合計		814	190	369	158	80	17
		100.0	23.3	45.3	19.4	9.8	2.1
中学校	1. 鎌ケ谷中学校	185	40	85	39	17	4
		100.0	21.6	45.9	21.1	9.2	2.2
	2. 鎌ケ谷第二中学校	198	48	93	33	20	4
		100.0	24.2	47.0	16.7	10.1	2.0
	3. 鎌ケ谷第三中学校	129	24	61	23	17	4
		100.0	18.6	47.3	17.8	13.2	3.1
	4. 鎌ケ谷第四中学校	142	33	67	29	12	1
		100.0	23.2	47.2	20.4	8.5	0.7
	5. 鎌ケ谷第五中学校	160	45	63	34	14	4
		100.0	28.1	39.4	21.3	8.8	2.5

(上段：件数/下段：%)

問2 鎌ケ谷市で自慢できるものは何ですか。

〔全体の状況〕

「ファイターズタウン鎌ケ谷」が 35.0%で最も多く、次いで「交通の便のよさ」が27.4%、「名産の梨などのふるさと産品」が 23.3%となっています。



〔学校別の状況〕

鎌ケ谷市の自慢できるものを中学校別に比較すると、鎌ケ谷中学校や鎌ケ谷第二中学校では全体の傾向と同様に「ファイターズ鎌ケ谷」が最も多くなっているほか、鎌ケ谷第三中学校や鎌ケ谷第四中学校では「豊かな自然」、鎌ケ谷第五中学校では「交通の便のよさ」が最も多くなっています。

	全体	1. 豊かな自然	2. 交通の便のよさ	3. 市街地などの街並み	4. 名産の梨などのふるさと産品	5. 鎌ケ谷大仏	6. 国史跡「下総小金中野牧跡」	7. 市民まつりや文化祭などの催し	8. 市民会館・公民館・図書館・コミュニティセンターなどの公共施設	9. 貝柄山公園・市制記念公園	10. ファイターズタウン鎌ケ谷	11. 人とのふれあい、心のつながり	12. 朝日山部屋	13. その他	14. 無回答	
		件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数
合計	814	176	223	25	190	139	5	82	58	32	285	23	15	45	28	
中学校	1. 鎌ケ谷中学校	185	23	54	4	37	36	1	22	11	10	75	3	1	12	4
		100.0	12.4	29.2	2.2	20.0	19.5	0.5	11.9	5.9	5.4	40.5	1.6	0.5	6.5	2.2
	2. 鎌ケ谷第二中学校	198	15	25	5	51	56	1	21	22	9	91	6	3	14	9
		100.0	7.6	12.6	2.5	25.8	28.3	0.5	10.6	11.1	4.5	46.0	3.0	1.5	7.1	4.5
	3. 鎌ケ谷第三中学校	129	50	44	3	32	8	1	5	12	3	23	8	6	2	9
		100.0	38.8	34.1	2.3	24.8	6.2	0.8	3.9	9.3	2.3	17.8	6.2	4.7	1.6	7.0
	4. 鎌ケ谷第四中学校	142	61	29	2	34	13	2	15	3	4	50	4	1	11	3
		100.0	43.0	20.4	1.4	23.9	9.2	1.4	10.6	2.1	2.8	35.2	2.8	0.7	7.7	2.1
	5. 鎌ケ谷第五中学校	160	27	71	11	36	26	-	19	10	6	46	2	4	6	3
		100.0	16.9	44.4	6.9	22.5	16.3	-	11.9	6.3	3.8	28.8	1.3	2.5	3.8	1.9

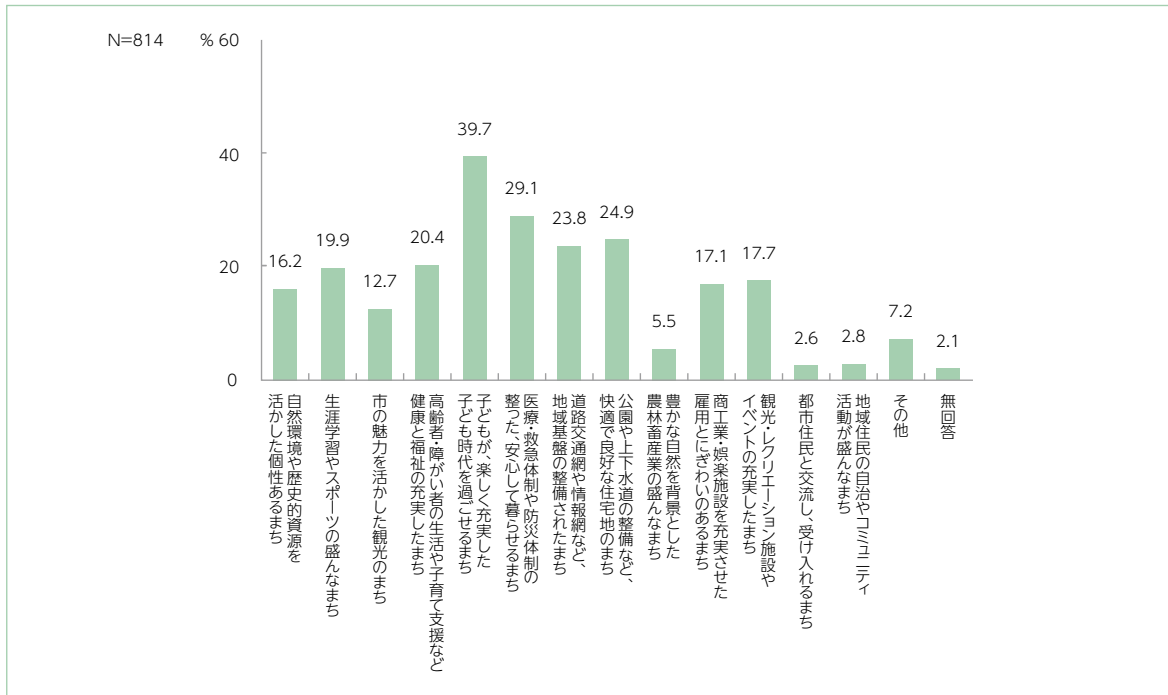
(上段：件数/下段：%)

《将来の鎌ヶ谷市について》

問3 鎌ヶ谷市は10年後にはどのようなまちになれば良いと思いますか。

〔全体の状況〕

「子どもが、楽しく充実した子ども時代を過ごせるまち」が39.7%、「医療・救急体制や防災体制の整った、安心して暮らせるまち」が29.1%、「公園や上下水道の整備など、快適で良好な住宅地のまち」が24.9%となっています。



〔学校別の状況〕

全ての中学校共通で「子どもが、楽しく充実した子ども時代を過ごせるまち」が最も多くなっています。

また、鎌ヶ谷中学校や鎌ヶ谷第三中学校、鎌ヶ谷第四中学校では「道路交通網や情報網など、地域基盤の整備されたまち」、鎌ヶ谷第二中学校では「生涯学習やスポーツの盛んなまち」なども上位となっています。

	全体	1. 自然環境や歴史的資源を活かした個性あるまち	2. 生涯学習やスポーツの盛んなまち	3. 市を魅力を活かした観光のまち	4. 高齢者・障がい者の生活や子育て支援など健康と福祉の充実したまち	5. 子どもが、楽しく充実した子ども時代を過ごせるまち	6. 医療・救急体制や防災体制の整った、安心して暮らせるまち	7. 道路交通網や情報網など、地域基盤の整備されたまち	8. 公園や上下水道の整備など、快適で良好な住宅地のまち	9. 豊かな自然を背景とした農林畜産業の盛んなまち	10. 商工業・娯楽施設を充実させた雇用とにぎわいのあるまち	11. 観光・レクリエーション施設やイベントの充実したまち	12. 都市住民と交流し、受け入れるまち	13. 地域住民の自治やコミュニティ活動が盛んなまち	14. その他	15. 無回答																	
		件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)																
合計	814	132	16.2	162	19.9	103	12.7	166	20.4	323	39.7	237	29.1	194	23.8	203	24.9	45	5.5	139	17.1	144	17.7	21	2.6	23	2.8	59	7.2	17	2.1		
中学校	1. 鎌ヶ谷中学校	185	18.9	35	15.7	29	13.5	25	13.5	42	22.7	61	33.0	48	25.9	46	24.9	31	16.8	5	2.7	38	20.5	33	17.8	4	2.2	7	3.8	10	5.4	6	3.2
	2. 鎌ヶ谷第二中学校	198	11.6	23	11.6	54	27.3	13	6.6	41	20.7	86	43.4	53	26.8	47	23.7	74	37.4	7	3.5	36	18.2	30	15.2	3	1.5	4	2.0	14	7.1	4	2.0
	3. 鎌ヶ谷第三中学校	129	15.5	20	15.5	18	14.0	13	10.1	22	17.1	51	39.5	37	28.7	30	23.3	29	22.5	12	9.3	22	17.1	19	14.7	6	4.7	3	2.3	11	8.5	4	3.1
	4. 鎌ヶ谷第四中学校	142	13.4	19	13.4	25	17.6	26	18.3	33	23.2	58	40.8	46	32.4	35	24.6	27	19.0	9	6.3	29	20.4	28	2.1	3	2.8	4	11.3	16	1.4	2	1.4
	5. 鎌ヶ谷第五中学校	160	21.9	35	21.9	36	22.5	26	16.3	28	17.5	67	41.9	53	33.1	36	22.5	42	26.3	12	7.5	14	8.8	34	3.1	5	3.1	5	5.0	8	0.6		

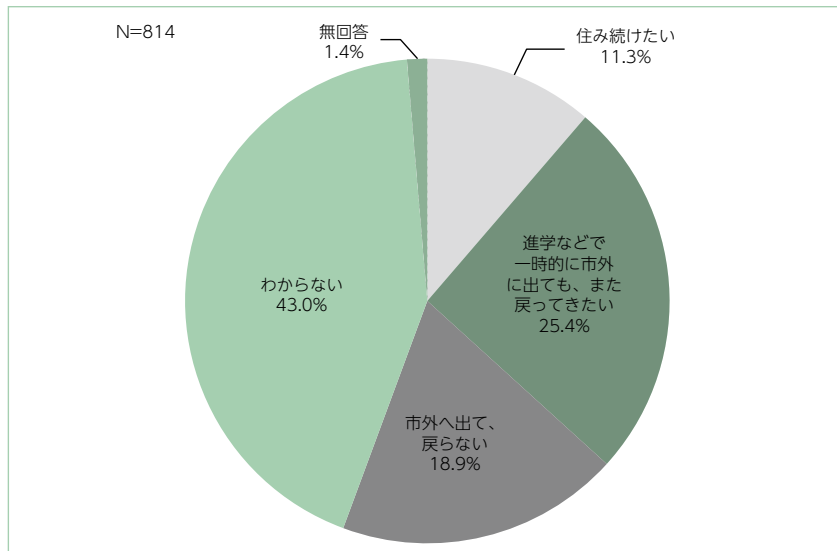
(上段：件数/下段：%)

《あなたの将来について》

問4 あなたは、社会人になってからも鎌ケ谷市に住み続けたいと思いますか。

【全体の状況】

「住み続けたい」、「進学などで一時的に市外に出ても、また戻ってきたい」の合計が36.7%であり、「市外へ出て、戻らない」が18.9%、「分からない」が43.0%となっています。



【学校別の状況】

「住み続けたい」、「進学などで一時的に市外に出ても、また戻ってきたい」の合計は鎌ケ谷第二中学校が43.4%と他校に比べてやや高くなっています。一方、鎌ケ谷第四中学校は30.9%と低い傾向となっています。

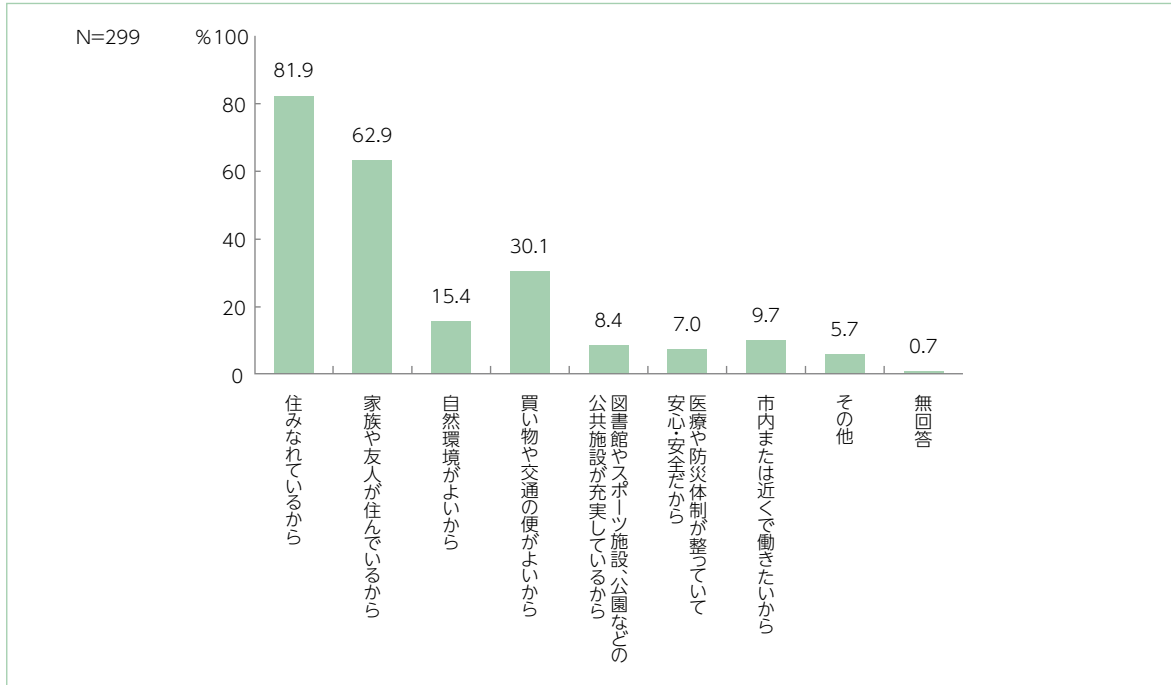
	全体	1. 住み続けたい	2. 進学などで一時的に市外に出ても、また戻ってきたい	3. 市外へ出て、戻らない	4. わからない	5. 無回答	
		件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
合計	814	92	207	154	350	11	
	100.0	11.3	25.4	18.9	43.0	1.4	
中学校	1. 鎌ケ谷中学校	185	21	42	27	91	4
		100.0	11.4	22.7	14.6	49.2	2.2
	2. 鎌ケ谷第二中学校	198	22	64	39	69	4
		100.0	11.1	32.3	19.7	34.8	2.0
	3. 鎌ケ谷第三中学校	129	19	24	30	55	1
		100.0	14.7	18.6	23.3	42.6	0.8
	4. 鎌ケ谷第四中学校	142	11	33	24	73	1
		100.0	7.7	23.2	16.9	51.4	0.7
	5. 鎌ケ谷第五中学校	160	19	44	34	62	1
		100.0	11.9	27.5	21.3	38.8	0.6

(上段：件数/下段：%)

問5 (問4で「1.住み続けたい」、「2.進学などで一時的に市外に出ても、また戻ってきたい」と回答した場合) そう思う理由を教えてください。

【全体の状況】

「住みなれているから」が81.9%で最も多く、次いで「家族や友人が住んでいるから」が62.9%、「買い物や交通の便がよいから」が30.1%となっています。



【学校別の状況】

全体の傾向と同様に「住みなれているから」、「家族や友人が住んでいるから」、「買い物や交通の便がよいから」の順に多くなっています。

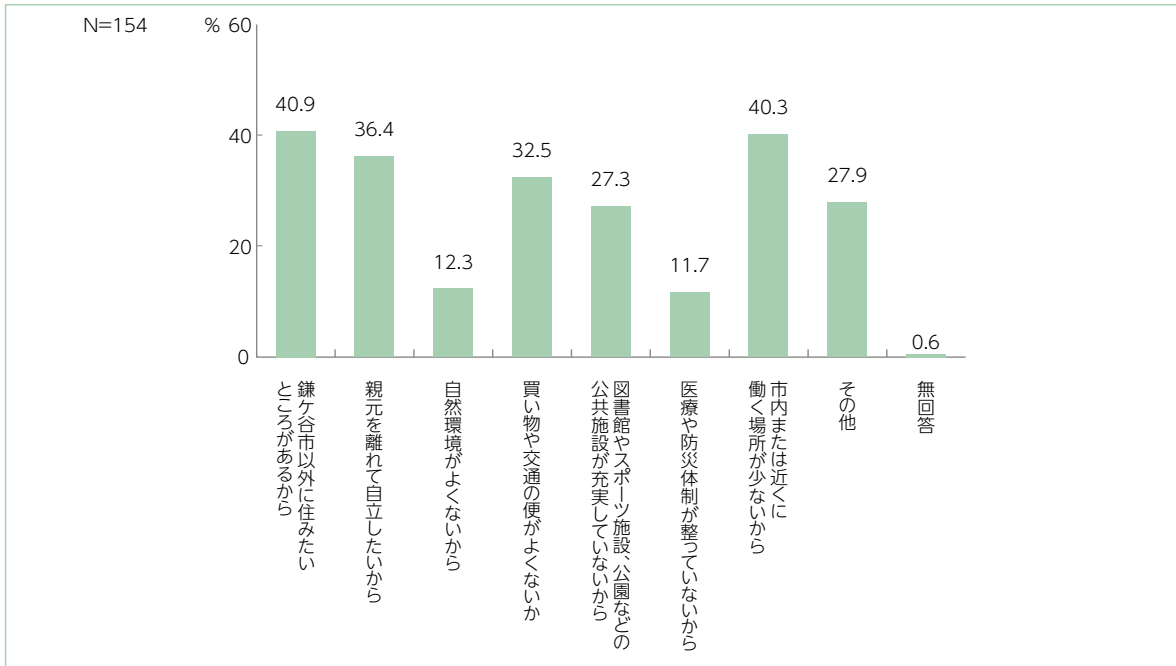
	全体	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	
		住みなれているから	家族や友人が住んでいるから	自然環境がよいから	買い物や交通の便がよいから	図書館やスポーツ施設、公園などの公共施設が充実しているから	医療や防災体制が整っていて安心・安全だから	市内または近くで働きたいから	その他	無回答	
合計	299	245	188	46	90	25	21	29	17	2	
	100.0	81.9	62.9	15.4	30.1	8.4	7.0	9.7	5.7	0.7	
中学校	1. 鎌ヶ谷中学校	63	46	39	7	19	3	1	8	3	1
		100.0	73.0	61.9	11.1	30.2	4.8	1.6	12.7	4.8	1.6
	2. 鎌ヶ谷第二中学校	86	71	61	10	19	7	4	8	4	-
		100.0	82.6	70.9	11.6	22.1	8.1	4.7	9.3	4.7	-
	3. 鎌ヶ谷第三中学校	43	36	22	8	16	3	8	4	4	-
	100.0	83.7	51.2	18.6	37.2	7.0	18.6	9.3	9.3	-	
4. 鎌ヶ谷第四中学校	44	38	25	9	11	3	3	2	4	1	
	100.0	86.4	56.8	20.5	25.0	6.8	6.8	4.5	9.1	2.3	
5. 鎌ヶ谷第五中学校	63	54	41	12	25	9	5	7	2	-	
	100.0	85.7	65.1	19.0	39.7	14.3	7.9	11.1	3.2	-	

(上段：件数/下段：%)

問6 (問4で「3.市外へ出て、戻らない」と回答した場合) そう思う理由を教えてください。

【全体の状況】

「鎌ケ谷市以外に住みたいところがあるから」が40.9%で最も多く、次いで「市内または近くに働く場所が少ないから」が40.3%、「親元を離れて自立したいから」が36.4%となっています。



【学校別の状況】

全体と同様の傾向に加え、鎌ケ谷第二中学校や鎌ケ谷第三中学校では「買い物や交通の便がよくないから」、鎌ケ谷第四中学校では「図書館やスポーツ施設、公園などの公共施設が充実していないから」が上位となっています。

	全体	1. 鎌ケ谷市以外に住みたいところがあるから	2. 親元を離れて自立したいから	3. 自然環境がよくないから	4. 買い物や交通の便がよくないから	5. 図書館やスポーツ施設、公園などの公共施設が充実していないから	6. 医療や防災体制が整っていないから	7. 市内または近くに働く場所が少ないから	8. その他	9. 無回答	
合計	154	63	56	19	50	42	18	62	43	1	
	100.0	40.9	36.4	12.3	32.5	27.3	11.7	40.3	27.9	0.6	
中学校	1. 鎌ケ谷中学校	27	9	11	4	4	5	2	11	6	1
		100.0	33.3	40.7	14.8	14.8	18.5	7.4	40.7	22.2	3.7
	2. 鎌ケ谷第二中学校	39	16	17	6	16	14	3	15	10	-
		100.0	41.0	43.6	15.4	41.0	35.9	7.7	38.5	25.6	-
	3. 鎌ケ谷第三中学校	30	13	7	2	11	7	2	12	8	-
	100.0	43.3	23.3	6.7	36.7	23.3	6.7	40.0	26.7	-	
4. 鎌ケ谷第四中学校	24	11	5	2	7	8	5	9	6	-	
	100.0	45.8	20.8	8.3	29.2	33.3	20.8	37.5	25.0	-	
5. 鎌ケ谷第五中学校	34	14	16	5	12	8	6	15	13	-	
	100.0	41.2	47.1	14.7	35.3	23.5	17.6	44.1	38.2	-	

(上段：件数/下段：%)

計画の策定過程

【平成30年度】

9月14日	「次期総合基本計画策定方針」の決定
9月28日	「次期総合基本計画策定方針」に関する庁内説明会の開催
10月2日～10月23日	中学生アンケートの実施
12月20日	・「総合基本計画の策定に関する条例」の制定 ・「総合基本計画策定会議等の設置及び運営に関する規程」の制定
3月1日	「総合基本計画基礎調査報告書」の決定
3月20日	平成30年度第1回鎌ヶ谷市総合基本計画審議会の開催

【令和元年度】

6月5日～6月11日	職員懇話会の開催
6月6日	事業者(電気、ガス、鉄道)との意見交換会
7月17日～8月7日	部門別部会の開催
7月24日	令和元年度第1回生涯学習審議会委員との意見交換
8月27日	「基本構想(案)」の政策調整会議による審議
9月2日	「基本構想(案)」の第1回総合基本計画策定会議による審議
10月4日	「基本構想(案)」決定
10月4日	令和元年度第1回鎌ヶ谷市総合基本計画審議会の開催
10月4日～11月5日	市議会への意見照会
10月7日～11月5日	パブリックコメントの実施
10月28日	令和元年度第2回鎌ヶ谷市総合基本計画審議会の開催
11月8日	鎌ヶ谷市総合基本計画審議会答申書の受理
11月11日	「基本構想(修正案)」の総合基本計画策定会議による審議
12月13日	「基本構想」市議会12月会議において議決
2月27日	「前期基本計画策定要領」の決定
3月17日、18日	部門別部会の開催

【令和2年度】

4月15日	前期基本計画策定に関する庁内説明会の開催
7月20日～8月12日	部門別部会の開催
7月27日～7月29日	職員懇話会の開催
8月3日～8月17日	前期基本計画策定に関する市民等への意見募集
9月1日	「前期基本計画(案)」の政策調整会議による審議
9月7日	「前期基本計画(案)」の総合基本計画策定会議による審議

9月15日	「前期基本計画(案)」の決定
9月29日	「前期基本計画(案)」の市議会市政報告会による説明
9月29日～10月13日	市議会への意見照会
9月29日～10月28日	パブリックコメントの実施
10月5日	令和2年度第1回鎌ケ谷市総合基本計画審議会の開催
10月15日	令和2年度第2回鎌ケ谷市総合基本計画審議会の開催
10月30日	令和2年度第3回鎌ケ谷市総合基本計画審議会の開催
11月9日	鎌ケ谷市総合基本計画審議会答申書の受理
11月～令和3年1月	「総合基本計画前期基本計画第1次実施計画」に定める具体的な業務や成果指標等との整合を図る期間
2月24日	「前期基本計画」の策定

関連例規(条例、規程)

○鎌ケ谷市総合基本計画の策定に関する条例

平成30年12月20日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の総合基本計画を策定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合基本計画 本市におけるまちづくりの指針となる計画であって、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成するものをいう。
- (2) 基本構想 本市のまちづくりの基本理念、本市が目指す将来の姿及びこれを実現するための基本方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に掲げる施策を実現するために策定する計画であって、具体的な事業を示すものをいう。

(総合基本計画の策定)

第3条 市長は、本市の総合的かつ計画的な市政の運営を図るための総合基本計画を策定するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ鎌ケ谷市総合基本計画審議会に諮問するものとする。

(審議会の設置)

第6条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、鎌ケ谷市総合基本計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第7条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第8条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 諸団体を代表する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 公募による市民
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第11条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(公表)

第12条 市長は、総合基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鎌ヶ谷市総合基本計画審議会条例の廃止)

2 鎌ヶ谷市総合基本計画審議会条例(昭和63年鎌ヶ谷市条例第3号)は、廃止する。

○鎌ケ谷市総合基本計画策定会議等の設置及び運営等に関する規程

平成30年12月20日訓令第11号

(設置)

第1条 この訓令は、鎌ケ谷市総合基本計画の策定に関する条例(平成30年鎌ケ谷市条例第24号。以下「条例」という。)第2条第1項第1号に規定する総合基本計画を計画的かつ円滑に策定するため、総合基本計画策定会議(以下「策定会議」という。)、部門別部会(以下「部会」という。)及び策定チームを設置する。

(策定会議)

第2条 策定会議は、鎌ケ谷市庁議等の設置及び運営に関する規則(平成3年鎌ケ谷市規則第28号。以下「規則」という。)第4条に規定する者をもって構成する。ただし、策定会議の議長(以下「議長」という。)が会議の運営上必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

2 議長は、市長が行う。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副市長がその職務を代理する。

4 策定会議の会議は、議長が必要に応じて招集し、総括するものとする。

5 策定会議は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 総合基本計画案の審議及び決定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、総合基本計画案の策定に関し、議長が特に必要と認めること。

(政策調整会議)

第3条 規則第12条に規定する政策調整会議(以下「政策調整会議」という。)は、次条第7項の規定により総務企画部長に報告のあった事項を審議し、その結果を策定会議に諮るものとする。

(部会)

第4条 部会の名称及び構成員は、別表のとおりとする。

2 部会に別表に掲げる部会長及び副部会長を置く。

3 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、総括するものとする。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に構成員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 部会は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 総合基本計画案の所管部分の調査及び審議に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、総合基本計画案の策定に関し、部会長が特に必要と認めること。

7 部会長は、前項各号に掲げる調査等を終了したときは、その結果を総務企画部長に報告するものとする。

(策定チーム)

第5条 部会長は、前条第6項各号に規定する調査等に必要があると認めるときは、策定チームを設置することができる。

2 策定チームは、調査等の内容に応じ、関連する各担当課等の係長又は係長相当職にある者をもって構成し、各担当課等の長が指名する。

3 策定チームの会議は、部会長が必要に応じて招集し、総括するものとする。

4 前項に規定する部会長は、策定チームにおける調査等が終了したときは、当該調査等の結果を関連する部会長に報告するものとする。

(策定方針の策定等)

第6条 総合基本計画を策定するときは、総合基本計画主管課において総合基本計画全般の事項を定める策定方針を市長の決裁を受けて策定しなければならない。

2 条例第2条第1項第3号に規定する基本計画又は同項第4号に規定する実施計画を策定するときは、前項に規定する策定方針の策定に加え、総合基本計画主管課において策定に必要な事項を定める策定要領を市長の決裁を受けて策定しなければならない。

3 前2項に規定する策定方針又は策定要領を策定するときは、政策調整会議に付議した後、策定会議に諮り、市長の決裁を受けるものとする。

(庶務)

第7条 策定会議、部会及び策定チームの庶務は、総合基本計画主管課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令達の日から施行する。

(鎌ヶ谷市総合基本計画の策定に関する規程の廃止)

2 鎌ヶ谷市総合基本計画の策定に関する規程(昭和58年鎌ヶ谷市訓令第21号)は、廃止する。

附 則(令和元年7月4日訓令第3号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(令和2年3月5日訓令第3号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

部会名	構成員	
行財政運営部会	部会長	総務企画部長
	副部会長	総務企画部次長
	部会員	総務課長、行政室長、人事室長、情報推進室長、企画財政課長、企画政策室長、財政室長、秘書広報課長、広報広聴室長、契約管財課長、課税課長、収税課長、市民課長、市民活動推進課長、男女共同参画室長、会計課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、議会事務局長
安全・環境部会	部会長	消防長
	副部会長	市民生活部次長
	部会員	消防本部次長、安全対策課長、消防総務課長、予防課長、警防課長、環境課長、グリーン推進課長、下水道課長、企画政策室長
保健・福祉部会	部会長	健康福祉部長
	副部会長	健康福祉部次長
	部会員	社会福祉課長、障がい福祉課長、こども支援課長、こども総合相談室長、幼児保育課長、高齢者支援課長、健康増進課長、保険年金課長、企画政策室長
子育て・教育部会	部会長	生涯学習部長
	副部会長	健康福祉部次長
	部会員	こども支援課長、こども総合相談室長、幼児保育課長、障がい福祉課長、健康増進課長、教育総務課長、学校教育課長、学務保健室長、指導室長、給食管理室長、生涯学習推進課長、企画政策室長
都市基盤部会	部会長	都市建設部長
	副部会長	都市建設部次長
	部会員	都市計画課長、都市政策室長、開発指導室長、まちづくり室長、道路河川整備課長、北千葉道路・栗野バイパス推進室長、道路河川管理課長、建築住宅課長、営繕室長、下水道課長、公園緑地課長、グリーン推進課長、企画政策室長
文化・スポーツ・産業・観光部会	部会長	市民生活部長
	副部会長	生涯学習部次長
	部会員	文化・スポーツ課長、生涯学習推進課長、農業振興課長、商工振興課長、農業委員会事務局長、企画政策室長

鎌ヶ谷市総合基本計画

発行日：令和3年3月

発 行：鎌ヶ谷市

編 集：鎌ヶ谷市 総務企画部 企画財政課 企画政策室
〒273-0195

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

電 話 047-445-1141

F A X 047-445-1400